

事例番号:330051

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 5 日

18:40 頃 大量出血を認める

19:00 陣痛発来、出血のため搬送元分娩機関に入院

出血を伴う持続的な子宮収縮を認める

4) 分娩経過

妊娠 40 週 5 日

19:20 頃- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動消失、遷延一過性徐脈、繰り返す高度遅発一過性徐脈を認める

20:00 常位胎盤早期剥離の疑いで母体搬送され当該分娩機関に入院
超音波断層法で胎盤の肥厚および後血腫を疑う部分、内診で暗赤色の持続性出血を認める

20:02- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動減少、繰り返す高度遅発一過性徐脈を認める

20:49 胎盤早期剥離の可能性が高いと判断し、帝王切開により児娩出、子宮溢血所見あり、多量の凝血塊を認める

胎児付属物所見 胎盤の約 30-40%に後血腫あり、胎盤病理組織学検査で常位胎盤早期剥離の所見

5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:40 週 5 日
- (2) 出生時体重:3400g 台
- (3) 臍帯動脈血ガス分析: pH 6.71、BE -21.7mmol/L
- (4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 5 点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)
- (6) 診断等:
出生当日 新生児低酸素性虚血性脳症
- (7) 頭部画像所見:
生後 13 日 頭部 MRI で大脳基底核、視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

<搬送元分娩機関>

- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 2 名
看護スタッフ:助産師 1 名、准看護師 1 名

<当該分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 3 名、小児科医 1 名
看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離によって胎児低酸素・酸血症をきたし、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考えられる。
- (2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠 40 週 5 日の 18 時 40 分頃またはその少し前の可能性があると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠経過中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関

ア. 妊娠40週5日、産徴で来院時の対応(内診、分娩監視装置を装着しリアクティブと判断し、帰宅としたこと)は一般的である。

イ. 妊娠40週5日、陣痛発来、出血で受診した際の対応(分娩監視装置装着、出血量測定、酸素投与、輸液、バイタルサイン測定、医師へ報告、超音波断層法実施)は一般的である。

ウ. 胎児心拍数陣痛図波形および超音波断層法所見から常位胎盤早期剥離疑いと診断したことは適確であり、入院後速やかに高次医療機関へ母体搬送したことは選択肢のひとつである。

(2) 当該分娩機関

ア. 当該分娩機関において、妊産婦の症状(腹壁板状硬、性器出血)および超音波断層法所見(胎盤の肥厚、後血腫を疑う部分を認める)より、常位胎盤早期剥離の可能性が高いと判断し、「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、帝王切開を速やかに決定したことは適確である。

イ. 「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、帝王切開決定からおよそ45分後に児を娩出したことは一般的である。

ウ. 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

エ. 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

出生後の蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)、および当該分娩機関NICUに入院としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。